

第5章 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡

第1節 雨量観測の通報連絡

雨量の観測箇所は、別表10雨量観測箇所一覧表（P45）のとおりとし、任務者において気象注意報等の通知を受けたとき、又は大雨のおそれがある場合には雨量を観測し、次の「雨量の通報要領」により市水防本部に通報するとともに、市水防本部は、その結果を別表12雨量・水位観測所および関係機関の連絡系統図（P47）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

第2節 雨量の通報要領

- 1 雨量の通報は、過去24時間以内の降水量が50ミリに達したとき、又は県水防本部より観測開始指示報を受けたときに始め、観測終了指示報を受けるまで3時間ごとの雨量観測結果を通報するものとする。

また、3時間雨量が5ミリ以下となった場合には通報を中止して差し支えない。3時間ごとの通報とは、0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の8回とする。

- 2 特に前回の雨量通報後、1時間雨量が10ミリを超えたときは毎時観測通報する。

第3節 水位観測の通報連絡

水位の観測箇所（危機管理型水位計による水位の観測箇所は除く。）は、別表11水位観測箇所及び水位情報一覧表（P46）のとおりとし、増水のおそれがある場合には、それぞれの水位観測者が水位の変動を観測する。また、水防団待機水位に達した場合には、水位通報要領により市水防本部に通報するものとし、市水防本部はその結果を別表12（P47）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

第4節 危機管理水位計による水位の観測

- 1 危機管理型水位計による水位観測所
市県内の危機管理型水位計による水位観測所は、別表12（P47）のとおりである。
- 2 水位の観測
別表12（P47）で定める水位観測所について、観測所管理者がホームページで公表する「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）の観測値を基に観測するものとする。

「川の水位情報」一般財団法人河川情報センター
ホームページURL <https://k.river.go.jp/>

第5節 水位の通報要領

- 1 水位の通報は、水位が水防団待機水位に達したときに通報し、その後、水防団待機水位に復すまで原則として1時間ごとに通報を続け、特に市水防本部の指示あるとき、又は水位の変動が著しいときは、その都度通報するものとする。
- 2 水防団待機水位、氾濫注意水位は、別表11（P46）のとおりとする。

第6節 重要河川における水防連絡系統

重要河川における雨量、水位、水防情報の連絡系統は、別表12（P47）のとおりである。

第7節 増水状況記録

重要河川の増水状況を記録する。その様式は、別表13各河川増水状況調（P48）のとおりとする。